募集

グリーンピアひこね　しめなわ作り教室

〈内容〉わらを使って、お正月に飾る素朴なしめなわ（玄関用のもの、従来型とリース型）を作ります　〈日時〉12月26日(水)　9：30～11：30　〈場所〉グリーンピアひこね（清崎町）〈受講料〉200円　〈教材費〉従来型300円、リース型500円　〈定員〉30人（先着順）〈申込期間〉11月5日(月)～26日(月)の８：30～17：00（土・日曜日、祝日は除く）〈申込方法・問い合わせ先〉グリーンピアひこね（☎25-3909）の窓口で申し込んでください

愛知川の竹で正月飾りを作ろう

〈内容〉愛知川河畔林で間伐体験をし、切り出した竹を使って正月用の竹飾りを作ります　〈日時〉12月１日(土)　9：00～13：00　〈場所〉愛知川河畔林（葉枝見橋上流広場）〈持ち物〉のこぎり、なた、水筒、タオル、軍手、雨具など　〈定員〉100人（先着順）〈参加費〉200円　〈申込期限〉11月22日(木)　〈申込・問い合わせ先〉愛知川右岸河畔林の会事務局（㊡湖東地域振興局建設管理部河川砂防課内）☎27-2248、FAX23-3531

男と女の生き方セミナー　グラッときてもあわてない！地域で守ろう防災力

〈内容〉防災に対し、地域の取組を訴えるなかで、人と人とのつながりの大切さ、女性のかかわり方の大切さに焦点をあて、具体的な方法で男女共同参画を推進することを目的に講座を開催します。　〈日時〉下の表のとおり　〈場所〉㊡男女共同参画センター「ウィズ」（平田町）〈対象〉市内に在住、在勤、在学する人　〈定員〉各回50人（先着順）〈受講料〉200円（各回ごと）〈申込期限〉各回の前日まで　〈その他〉託児あり（０歳～就学前、一人１回200円）〈申込・問い合わせ先〉㊡男女共同参画センター「ウィズ」☎24-3529（FAX共用）

11月17日(土)　13：30～15：30
「体験者が語る想像を絶する地震の怖さ！」
講師　野村勝さん（野村防災研究所）

11月24日(土)　13：30～15：50
「こんな時どうしますか？・・・体験をとおして学ぼう！」
講師　彦根市職員
※動きやすい服装で参加してください

12月　1日(土)　13：30～15：30
「取り組もう！高めよう！・・・地域の防災力」
講師　たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」
活動発表地域　開出今町、大藪団地第二部、楡町の各自治会

彦根市立病院の糖尿病教室（後期）

糖尿病は病気に対する理解を深めることが治療効果を高めることにつながります。患者さん本人だけでなく、家族や糖尿病に関心のある人もぜひ参加してみてください。〈日時〉11月30日(金)　13：30～16：30　〈内容・講師〉①冬の食べ物～冬眠太りにご用心～（管理栄養士）　②ストレスで血糖が上がるって本当？～糖尿病とストレスの関係について～（心療内科医師）、③みつめてみましょう、あなたの皮膚（皮膚科医師）④寒いときこそ運動を～中からポカポカ、燃焼しやすい身体に～（理学療法士）〈場所〉市立病院３階　講堂　〈参加費〉無料　〈問い合わせ先〉彦根市立病院外来１ブロック☎22-6050（内線1302）※問い合わせは、月～金曜日の13：00～17：00にお願いします。

交通バリアフリー教室

〈内容〉高齢者や車いす利用者、視覚障害者の疑似体験や、介助体験を通じて、「心のバリアフリー」の大切さを考えます。〈日時〉12月１日(土)　13：00～17：00　〈場所〉近江鉄道彦根駅　※大学サテライト・プラザ彦根（アル・プラザ彦根６階）に集合　〈対象〉市内に在住、在勤、在学する人（小学生は保護者の同伴が必要です）　〈定員〉50人（先着順）〈参加費〉無料　〈申込期限〉11月14日(水)　〈申込・問い合わせ先〉㊡交通対策課☎30-6134、FAX24-8517へ

彦根市地域文庫連絡会　金尾恵子講演会

〈内容〉市内には、自治会館や個人の家などの一室に本を並べて開放している「地域文庫」が15か所あります。次の世代を担う子どもたちに、本を読む楽しさを知ってもらうと同時に、地域文庫活動への理解と参加を呼びかけるための講演会を開催します。　〈講師〉金尾恵子（かなおけいこ）さん（絵本作家）〈演題〉生き物を描くことを通して伝えたい思い　〈日時〉11月24日(土)　13：30～15：00　〈場所〉市立図書館（尾末町）〈定員〉60人（先着順）〈費用〉無料　〈申込方法・問い合わせ先〉電話か、直接市立図書館（☎22-0649、FAX26-0300）の窓口で申し込んでください。

裁判員制度フォーラム　～あなたも体験してみませんか～

〈内容〉裁判員制度の説明、裁判員模擬裁判のビデオ上映、参加者と裁判官による模擬評議　など　〈日時〉11月17日(土)　13：10～16：30　〈場所〉彦根勤労福祉会館（大東町）〈定員〉100人（先着順）〈募集期限〉11月16日(金)　〈申込・問い合わせ先〉大津地方裁判所事務局総務課庶務係☎077-522-4281（内線224）、FAX077-522-8374（土・日曜日と祝日を除く）

市立ふれあいの館　パソコン教室

〈内容〉パソコンを使った年賀状作り　〈日時〉11月24日(土)　**1回目** 10：00～、**2回目** 13：00～　〈場所〉城陽小学校　〈対象〉市内在住の小学生　〈定員〉１回目、２回目とも15人（先着順）〈参加費〉無料　〈申込期限〉11月17日(土)　〈申込・問い合わせ先〉市立ふれあいの館☎25-4452（FAX共用）

こんな相談ありました!!

未成年者のデート商法被害と多重債務

消費生活相談窓口☎22-1411番内線173番

契約１　19歳のとき、知らない人（X社のA氏）から、「アンケートに答えてほしい」と電話があった。しばらくメール交換をした後、デートに誘われ、宝石デザイナーだというA氏がデザインした、ダイヤのネックレスを約100万円で購入した。支払いは成人後でいいと言われた。20歳になると、アルバイト先の正社員であると身分を偽り、クレジット契約書を書き直すよう指示された。

契約２　購入したネックレスを受け取りに行くと、A氏は不在であった。代わりに待っていたB氏に誘われ、B氏とも交際が始まった。B氏に、「僕のデザインも見てほしい」と言われ、約150万円のダイヤの指輪とブレスレットを購入した。

契約３　その後、両氏とも交際が途絶えた。支払いに困っていたら、知らない人から、「X社のA、B両氏からダイヤを買っていますね。代金の何%かを返却します。警察でも問題になっている。」と電話を受け、強引に京都に呼び出された。X社から返金してもらうために必要という理由で、サラ金３社から計150万円借金させられ、全額取り上げられた。その人との連絡は取れない。

契約４　その４か月後に、「全国のあなたのように困っている人を助けている、消費者センター相談です。大阪まで相談に来てください。」と電話を受けた。会場に出向くと、「助けるには、ダイヤか絵画を買って会員になるのが条件」と強引に勧誘された。何度も断ったが、怒鳴られて、怖かったので、80万円でダイヤを買ってしまった。

契約５　「契約４」から半年後、「消費者センター」と名乗る人から、宝石の購入金全額を返金すると電話があった。何度も断ったが、その人の声があまりに優しかったので最後の望みをかけ、米原で会った。その人は優しく話を聞いてくれ、「金融会社からお金を借り、渡してくれたら、解約して総額をあなたの口座に振り込む」と言った。私は以前の借金のことを話して断ったが、結局サラ金４社から新たに50万円借り、貯金の20万円を足し70万円を渡した。しかし、宝石の解約はされず、収入のほとんどをサラ金とクレジット会社に支払っている。これ以上払えないが、親には絶対知られたくない。

（23歳　女性）

X社との契約は、典型的なデート商法です。相談者は、断ると付き合ってもらえなくなると思い、契約したそうです。そのほかの契約は、X社の契約から派生した２次被害ですが、「契約３」「契約５」は詐欺です。

被害額は、総額550万円でした。相談を受理したときの残債は、クレジット分が170万円、サラ金分は190万円で多重債務に陥っていました。一つにまとめて自己破産するのが一番簡単な解決法ですが、破産はしたくないという相談者の希望で、クレジット契約分の処理は、こちらの消費生活相談窓口で、サラ金分の債務整理については、司法書士に委任することにしました。

「契約１」「契約２」のX社には、書面に不備があったため、クーリングオフを通知し交渉しました。しかし、X社が実質倒産状態であったため、支払ったお金の取り戻しは諦めざるをえませんでした。その代わりに、商品は返品せず、今まで支払った金額で商品代金は完済したこととし、以後の支払いはないということで合意しました。

相談者は、「契約４」の相手を、「消費者センター」と信じていました。しかし、実はY社と判明し、Y社には「不実告知」による取り消しを通知しました。商品は返品し、今まで支払ったお金は返金してもらい、サラ金分の債務整理費用にあてました。

社会経験の少ない、未熟な若者の心理を悪用した、このような商法が繰り返されています。このケースも、早い段階で相談を受けていたら、多重債務にまで陥ることはなかったと考えます。困ったときには一人で悩まず、早急に市役所などの消費生活相談窓口にご相談ください。なお、相談を受理する前に、行政の消費生活相談窓口（消費者センター）から、消費者に電話することは、絶対にありません。

また、親権者の同意のない小遣いの範囲を超える未成年者契約は、成人後も５年以内なら未成年取り消しができます。しかし、この事例のように成人後も継続して支払い続けている場合は、５年以内であっても取り消すことはできませんのでご注意ください。